

別表第1（第5条関係）「補助対象工事」

工事内容	具体例・備考
屋根の葺き替え、塗装等	
外壁の張り替え、塗装等	
雨どい等の取り替え、修理	
根太、大引き等床組み補修工事	
床材、内壁材、天井材の張り替え、塗装等	
畳の張り替え等	
床、壁、天井、屋根の断熱改修工事	
間仕切りの変更工事	
建具、開口部等の取り付け又は交換等	窓、ガラス、サッシ、網戸、雨戸、シャッター、ふすま等
バリアフリー改修工事（手すりの設置、段差の解消）	介護事業等と重複しないこと。
浴室、トイレ、キッチン、洗面室等の水回り改修工事	
給排水衛生設備工事	浴室、トイレ、キッチン、洗面室、居室等の改修工事に伴うものに限る。
給湯設備工事	
換気設備工事	
電気設備工事	
ガス設備工事	
床暖房設備工事	
住宅に付随するバルコニー、ベランダの設置等	
増築、減築工事	浴室、トイレ、キッチン、洗面室、居室等の改修工事に伴うものに限る。
その他町長が認める工事	